

会員各位

再生医療等安全確保法違反事案に関する告示

一般社団法人日本美容外科学会（JSAPS）

理事長 佐藤兼重

倫理・利益相反委員会委員長 阿部浩一郎

平成 28 年 10 月、平成 29 年 6 月の 2 回にわたり、「再生医療法等の安全確保に関する法律」（平成 25 年法律第 85 号）違反により、複数の医療機関が厚労省によって摘発、処分を受けた。

報道等によると、此度の事件は当該医療機関が同法所定の再生医療等提供計画を提出せずに他人の臍帯血を用いた医療等を提供していたこと等が違法とされたものである。

この事件では、施術を行う医師のモラル違反や法令違反が非難されることは言うまでもないが、製剤を販売、供給していた業者も法令違反に問われ、双方に逮捕者が出るに至っている。本来、医療に携わる者であれば、治療の安全性を現に確保することはもとより、法令に従って再生医療を行うことは最低限のルールとしてこれを守らなければならない。我々 JSAPS 会員は、治療を提供するにあたり違法行為や、誇大な広告、法外な治療費の請求等を決して行わず、国民からの信頼を得るよう努力することを心掛けなければならない。

また、再生医療に関する法令は、一般の国民が容易に理解することは難しく、どの医療機関でどのような再生医療が可能であるかを、治療を受ける側から判断することは極めて困難である。したがって、再生医療に従事する医師は、より高い倫理観を持ち、国民の健康に貢献することはもとより、関係法令を熟知し、最新の情報を常に知る必要がある。

ところで、今回の再生医療に関する事件が続いている背景には、学問の進歩が著しいこの分野において、情報発信源として重要な役割を担っている関連学会に所属しなくても当該治療が可能なことや、営利主義の販売業者の存在があると考えられる。したがって、JSAPS の会員には、JSAPS の理念に基づき真摯に再生医療に従事してもらいたい。

なお、本会には「認定再生医療等委員会」が設置されており、会員からの認可申請や疑問に答えているので、ぜひ利用していただきたい。 以上